

第 27 回兵庫県医療審議会地域医療対策部会 議事概要

- 日 時： 令和 3 年 8 月 1 8 日(水)16 : 00～17 : 00
- 場 所： 兵庫県医師会館 6 - 4 会議室
- 出席委員： 大村 武久 (兵庫県病院協会長)
國廣 晴美 (兵庫県助産師会長)
太城 力良 (兵庫医科大学理事長)
西 昂 (兵庫県民間病院協会長)
福田 庸二 (兵庫県国民健康保険団体連合会専務理事)
松本 卓 (兵庫県医師会副会長)
眞庭 謙昌 (神戸大学医学部附属病院長)
飯島 一誠 (兵庫県立こども病院長)
野原 秀晃 (兵庫県保健所長会長)
平田 健一 (神戸大学医学部附属地域医療活性化センター長)

- 欠席委員： 秋田 穂東 (兵庫県立丹波医療センター名誉院長)
竹内 通弘 (兵庫県市長会・洲本市長)
友藤 富士子 (兵庫県連合婦人会長)
登里 倭江 (兵庫県いずみ会長)

● 次 第

1 開 会

2 兵庫県健康局長あいさつ

3 議事・報告結果

1 議事

(1) 部会長の選出について

- ・ 眞庭謙昌委員(神戸大学医学部附属病院長)を当部会部会長に選出(守殿部会長退任に伴う選出)

(2) 医師派遣等推進事業について

- ・ 令和 3 年度の事業計画案について承認

(3) 令和 4 年度地域枠について

- ・ 令和 4 年度地域枠案について承認

2 報告

医師確保に関する会議体における協議について

- (1) 臨床研修・専門研修等に関する協議会について、令和 3 年 3 月に書面開催した旨を報告
- (2) 県養成医師派遣調整会議について、令和 3 年 7 月に Web 開催した旨を報告

4 議事内容

○議事（２）について

委員：令和２年度と令和３年度で、派遣人数、派遣内容が同一であるにも関わらず、常勤換算人数が異なる病院があるのはなぜか。

（例：市立加西病院→加東市民病院

令和２年度 １人週１回 0.17人月

令和３年度 １人週１回 0.20人月）

事務局：令和２年度は実績であり、令和３年度は計画のため、常勤換算人数が異なる。計画時点では0.20人月であっても、派遣されない週がある場合は、実績が減となる。

委員：昨年度の本会議でも出席委員から指摘があったとおり、事業の実施主体として、大学病院は対象外とされている。「兵庫県知事が認める者」に、将来的に大学病院を含めることは可能か。今後医師の働き方改革の推進により、医師の労働時間に上限規制がされるなかでも、大学から但馬等へ医師が多く派遣されている。現時点ではこうした派遣に対して補償がないが、将来的には、本事業のような補助率1/2ではなくとも、何かしら事業者（大学病院）に対しての補償を検討する時期にきていると感じる。

事務局：昨年度までは、大学からの派遣について、厚労省の担当者へ確認のうえで、大学からの派遣は本来の業務であるという旨を記載していたが、今回は記載していない。

今回いただいたご提案については、将来考えていかなければいけない内容ではあるが、本事業では、いままでと同様の趣旨で事業を実施していきたいと考える。

○議事（３）について

委員：資料２－２に記載のあるとおり、厚労省ではへき地で勤務する年数について、キャリア形成に配慮し、４年間程度とされているところ、兵庫県のプログラムでは５年間としている件については、県としてはどう考えているか。

事務局：４年間程度と記載がある中で、５年間としている。従前からこのような制度になっているので、問題はないと考える。

委員：従前からというのも分かるが、「本人のキャリア形成に配慮して」と記載がある。よって、厚労省が示す期間より長いのはいかがなものかと考える。

事務局：キャリア形成に配慮し、令和元年より特定診療科育成コースなども設定し、地域での医療を行いつつ、専門医を９年間の

間に取得できるようにという配慮もしている。

委員：9年間の研修のうち、過半の5年をキャリア形成に使うか、地域に捧げるかというのは、意味が違うように思える。

事務局：本県のへき地医療機関は豊岡や淡路など、その地域の基幹的な医療機関であり、全国的にみても、無医村の診療所勤務といったへき地で勤務する都道府県も多い中で、本県はへき地とはいえども、かなり専門的な研修を受講できる医療機関に派遣している。また、本人のキャリア形成についても配慮しながら、基幹的な病院か、地域に密着した病院なのとかいうことも、毎年調整しながら派遣している。しかしながら、委員のご指摘はごもっともである。地域医療確保の観点では、今もまだ地域の医療機関で必要とされる医療が十分にまかなえる状況ではないため、今後養成医が増えていくなかで、4年間程度という年数について、地域医療に影響を及ぼさない形で検討をしていく。

委員：来年度（令和4年度）の臨時定員数については、予定と記載されているが、いつ確定するのか。令和4年度の入試要項は既に出しているが、3名が5名になるようであれば、HP等を通じて学生に広報をしていく方が良いと考える。
予算が通らないと、人数は確定しないのか。

事務局：予算は既に確保してある。
現在増員申請をしており、秋頃には確定する。
現時点の人数から変更されることはないが、確定は秋のため、確定次第ご連絡させていただく。

委員：臨時定員数は令和4年度で終了か。今後の見通しは。

事務局：本来であれば、今年の春には、令和5年度についての方向性が示される予定であったが、まだ本件についての会議が開催されるという情報がない。このままであれば、令和5年度も同様の方針なのではないかと、担当としては考えている。なお、継続については、全国知事会等を通じて国に対して要望をしており、また全国知事会の常任委員会のなかに、医師養成のワーキングチームがあり、そういった場にも参画をしているため、引き続き臨時定員枠の継続を国に求めていきたいと考えている。

委員：例年通りの人数であれば、秋決定でも良いが、来年再来年のことを考えると、減がある可能性がありながら秋を迎えるのは、受験生には不親切と思う。

事務局：確定は秋頃になるが、令和4年度についてはこのまま継続である。令和5年年度以降については不透明なことがあること

は確かである。

委員：岡山大学と鳥取大学にも地域枠があり、兵庫県職員になるということだが、両県とも同じようにへき地の取組をしていると思うが、問題はないのか。

事務局：枠としては、岡山大学、鳥取大学に行っていていただき、卒業後医師国家試験に合格した後、兵庫県職員として採用するということである。

事務局：西播磨地域や但馬地域に医療の連携のある地元の学生が、こうした大学にいき、地元に戻るという形でご協力いただいている。

○報告（１）、（２）について

委員から意見、質問なし

以上